

# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【5. ハーモニークラブ】





令和7年 2月 25日

枚方市長 殿

団体名 特定非営利活動法人ハーモニークラブ  
主たる事務所 〒573-1126 枚方市上島東町14-1  
の所在地 ルファルひらかた社協5階  
代表者氏名 井上 千晴  
担当者氏名

TEL  
連絡先 FAX  
E-mail



## 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助対象事業の名称

えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書(様式第4号)」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 340,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書(様式第5号)」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



## 事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人ハーモニークラブ	
事 業 名 称	えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業	
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) ・日本人の幸福度が低い原因の一つに、自己肯定感が低いと言われていた。
		(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) ・親の自己肯定感の低さが子どもに影響することに気づき、子どもだけでなく親や周りの大人も自分を肯定的に捉える機会を提供したいと考えたため。
		(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) ・親や周りの大人は子どもへの肯定的な関わりが不足している。(価値観の負の連鎖)
		(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) ・幼少期的人格形成の基礎となる時期に、ありのままの自己を受け入れ、他者のありのまま認め合える心の豊かさを育める場をつくる。 ・保育の質の向上や新たな保育の担い手を応援する。
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) ・子どもも大人も一緒に楽しみながら、体験を通して自己肯定感を育み、「ありのままに生きる」大切さを考えるきっかけにしてもらうことを目的とする。
		(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の子どもやその親世代及び保育に携わる人が、えほんライブの音楽や物語に癒され、自分を肯定的に捉える心のゆとりが生まれる。 ・地域交流が促進され、子育ての孤立を防ぎ育児の負担感が軽減できる。  <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) ・参加者にアンケートを実施し、ヒアリングを行う。
2. 事業内容等	(1) 事業の対象者(例:枚方市内に住む10代から20代の人 など具体的に) ①えほんライブや体験型活動 ・親子広場: 枚方市内の幼児と親、保育園児、保育士など教育関係者 ・イベント: 子どもをメインに地域一般の人 ・体験講座: 枚方市内でボランティアをはじめたい学生や一般の人	

	<p>②保育サロン： 保育やえほんライブに興味のある人、保育士等の教育関係者、学生、子育て支援に携わる人、子育て中の親等</p> <p>③えほんライブ体験型コンサート：えほんライブを観客の前で表現したい小学生以上の人</p>
	<p>(2) 事業の実施場所（移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること）</p> <p>①えほんライブや体験型活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子広場： 岡本町会館(おやこ広場とんとんとん)</li> <li>・イベント： 岡本町公園付近等(さくらマルシェ、子ども食堂だよ全員集合、五六市) 枚方市内の小学校(おしごとマルシェ)</li> <li>・体験講座： 枚方市内の公共施設(ボランティア体験講座)</li> </ul> <p>②保育サロン： オンラインまたは枚方市内の公共施設でのリアル開催</p> <p>③えほんライブ体験型コンサート： 枚方市内の公共施設</p>
	<p>(3) 事業内容</p> <p>①えほんライブや体験型活動の無料実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子広場では、えほんライブ(絵本の世界と音楽の世界が一体となったオリジナル作品で、朗読と歌や音楽、映像など用いたライブ)や体験型活動(音楽活動や工作、体を使った簡単な遊び、ゲーム等)を組み合わせて、親子のふれあい遊びを実施する。</li> <li>・イベントでは、えほんライブのステージ演奏や出展ブースでの工作、アフレコ体験ワークショップなど各イベントに合わせた体験型活動を実施する。</li> <li>・体験講座では、えほんライブとワークショップを組み合わせた体験型講座を開催する。</li> </ul> <p>②保育サロンの開催</p> <p>保育や教育についての情報交換、保育現場の課題等について語る場を開催する。えほんライブや保育コンテンツのレクチャーや新規コンテンツのアイデア収集を行う。</p> <p>③えほんライブ体験型コンサートの開催</p> <p>子どもたちがえほんライブのパフォーマンスができるよう、練習指導を行ったうえコンサートの場で発表を行う。</p>
<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可</p> <p>① えほんライブや体験型活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子広場： おやこ広場とんとんとん(年間3～4回程度)</li> <li>・イベント： さくらマルシェ(4月)、子ども食堂だよ全員集合(12月)、おしごとマルシェ(年間1～3回程度)、五六市(年間1～2回程度)</li> <li>・体験講座： ボランティア体験講座(1回程度)</li> </ul> <p>② 保育サロン： 月1～2回を目安に、年間20回程度</p> <p>③えほんライブ体験型コンサート：練習3回、リハーサル1回、コンサート本番1回</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(1) 人員体制（実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パフォーマー及びスタッフ1回あたり2～6名程度配置(正会員、パフォーマー養成講座受講者)</li> </ul> <p>(2) 事業対象者の見込み数（例：参加者●名など現時点の想定人数を記入すること）</p> <p>①えほんライブや体験型活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子広場：参加者延べ約 100 名 (各回あたり地域親子約 10～15 名、保育士約 5 名、園児約 15 名)</li> </ul>

	<p>・イベント:参加者延べ約 200 名 (各回あたりステージ観客約 50 名、工作やワークショップ約 25 名)</p> <p>・体験講座:参加者延べ約 10 名(各回あたり 2~10 名)</p> <p>②保育サロン:参加者延べ約 100 名(各回あたり 1~10 名)</p> <p>③えほんライブ体験型コンサート:練習参加者 5~10 名、コンサート観客約 100 名</p> <p>(3) その他の体制 (寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること)</p> <p>連携団体:ひらかた子育て支援ネットワーク(おやこ広場とんとんとん、さくらマルシェ主催)、 NPO 法人子ども食堂ファンクラブ(子ども食堂だよ全員集合主催)、 任意団体子どもは未来(おしごとマルシェ主催)、 一般社団法人枚方宿くらわんか五六市(五六市主催)、 近畿大学放送局(えほんライブ体験コンサートの舞台裏方協力)</p> <p>枚方市社会福祉協議会、ひらかた市民活動支援センター</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること)</p> <p>財源の確保策として、有料えほんライブ公演の実施や寄附のお願いを行うとともに、民間助成の活用を検討する。当申請事業以外では、枚方市社会福祉協議会の助成金を受けた作品コンテンツの充実や保育スキルアップ支援を行う。</p> <p>賛同者の確保策として、市内のイベントに参加するとともに、ボランティア体験を積極的に受け入れ活動の理解と継続意欲を促す。</p>
<p>6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み</p>	<p>・2020 年度から枚方市 NPO 活動応援基金の支援を受け、保育園でのえほんライブ実績作り、親子広場やイベントでの上演、保育サロン等によって認知が広がり、有料公演の依頼につながっている。またボランティア体験講座等から新しい賛同者も増加した。昨年度は小学生向けの内容を職業体験型に改良し、えほんライブの一部をアフレコ体験するワークショップを実施、おしごとマルシェで好評を得た。</p> <p>・新たな取り組みとして、アフレコ体験で興味を持った小学生等に対し、練習を継続して観客の前でパフォーマンス体験ができる体験型コンサートを実施し、えほんライブの実践体験を通して自己肯定感を育む取り組みを行う。また、これからも保育に興味のある学生を積極的に受け入れ、保育の担い手支援とともに、保育園と学生とをつなぐ役割を目指す。</p>
<p>7. 事業の PR 方法</p>	<p>(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること)</p> <p>当団体の SNS(ホームページ、LINE、Facebook、ブログ、インスタグラム)から情報発信で認知の拡大を図る。イベントでチラシやパンフレットを配布する。</p>
<p>8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定</p>	<p>助成金等の予定 <input checked="" type="checkbox"/> 有り (申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し (本補助金のみ)</p> <p>助成金等の名称 ( 子どもゆめ基金 )</p> <p>申請中の場合、申請結果が確定する予定日 ( 令和 7 年 4 月 頃の見込み)</p>
<p>9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	<p>・当団体のえほんライブはオリジナル作品であり、作品の世界観が自己肯定感を育む内容になっていて、作品理解によって肯定感が深まる気づきを得られ、心の安泰を導く道標となっている。</p> <p>・参考資料:パンフレット添付</p>

「えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業」  
2025 年度実施スケジュール(予定)

1)事業内容

- ①えほんライブや体験型活動の無料実施 (10 回程度:親子広場 3~4 回、イベント 4~6 回、体験講座 1 回)
  - ・親子広場(おやこ広場とんとんとん)
    - (当日)準備 9:30~、えほんライブや体験活動 10:00~11:30、片付け~12:00
  - ・イベント(さくらマルシェ、子ども食堂だよ全員集合、おしごとマルシェ、五六市)
    - (当日)準備・リハーサル 9:30~、ステージやワークショップ、撤収~15:30
  - ・体験講座(ボランティア体験講座) (当日)講座時間 1 時間 30 分、準備片付け 1 時間
- ②保育サロンの開催(20 回程度:月 1 回程度のオンライングループサロン、個別サロン)1 回あたり 1 時間
- ③えほんライブ体験型コンサート(5 回程度:練習 3 回、リハーサル 1 回、コンサート発表1回)

＜年間予定表＞

内容	①えほんライブや体験型活動の無料実施		②保育サロンの開催	③えほんライブ体験型コンサート
	出演当日	事前準備		
2025 年 4 月	・さくらマルシェ 4/5	ひらかた子育て支援ネットワーク会議	月 1~2 回程度目安に、年間 20 回程度実施	広報開始
5 月	・おしごとマルシェ(仮)	おしごとマルシェ会議、ひらかた子育て支援ネットワーク会議		
6 月	・親子広場 6/2(仮) ・五六市 6/8(仮)			練習指導講師打合せ、コンサート会場及び裏方打合せ
7 月				・練習 7/24(仮)
8 月		ボランティア体験講座募集の広報開始		・練習 8/7,8/21(仮) ・リハーサル 8/30(仮) ・コンサート 8/31(仮)
9 月		ひらかた子育て支援ネットワーク会議		
10 月	・親子広場 10/6(仮) ・ボランティア体験講座(仮)	おしごとマルシェ会議		
11 月	・おしごとマルシェ(仮)	子ども食堂イベント会議		
12 月	・子ども食堂だよ全員集合! 12/6(仮) ・ボランティア体験実践 12 月~随時			
2026 年 1 月		ひらかた子育て支援ネットワーク会議		
2 月	・親子広場 2/2(仮)			
3 月				
広報	・SNS を活用して PR ・対象者に合わせたパンフレットやチラシ配布 チラシふるさと納税3種類 (・年間予定お知らせ ・ボランティア体験募集 ・保育サロン募集) パンフレット2種類(・親子向けパンフレット ・法人パンフレット)			・SNS ・チラシ配布 (えほんライブ体験型コンサート参加者募集)

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人ハーモニークラブ

補助対象事業の名称：	えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業
------------	---------------------------

事業実施期間： 令和7年 4月～ 令和8年 3月

【収入の部】

項目※1	予算額(円)	内容説明(積算根拠等)
枚方市補助金(一般)(A)	300,000	補助金交付申請額(一般寄附)
枚方市補助金(団体)(B)	40,000	補助金交付申請額(団体希望寄附)
自己資金	472,000	会員費、寄附
参加料	21,000	イベントブース参加料
合計(C)	833,000	

【支出の部】

項目	予算額(円)	内容説明(積算根拠等)	
補助対象経費	人件費	①えほんライブと体験型活動(10回程度) (@3,000×45人+@6,000×12人) +会議参加(8回程度) (@1,200×15人) +印刷文書作成及び配布資料や工作下準備(15回程度) (@1200×60人) = <u>297,000円</u>	
		②保育サロン開催(20回程度) @1,200×延40人程度= <u>48,000円</u>	
		③えほんライブ体験型コンサート(練習3回, 日, 当日) (@5,000×24人+@10,000×11人) +印刷文書作成及び教材作成(@10,000×6人) = <u>290,000円</u>	
	交通費	55,000	①②の交通費(6回程度) @1,000×延30人程度= <u>30,000円</u> ③の交通費(5回程度) @1,000×延25人程度= <u>25,000円</u>
	印刷製本費	33,000	①②の印刷代(チラシ3種類及びパンフレット2種類) 13,000円+コピー代(講座資料3回程度及びアンケート) 2,000円= <u>15,000円</u> ③の印刷代(チラシ) 3,000円+(台本) 10,000円+(資料) 5,000円= <u>18,000円</u>
	謝礼	40,000	③の舞台裏方謝礼(設営、音響、照明、撮影) @10,000×4式
	消耗品費	40,000	①の工作用材料費(@1,000×3回程度+@5,000×4回程度)+布おもちゃ材料費 7,000円= <u>30,000円</u> ③の工作材料費 @1,000×10人程度= <u>10,000円</u>
	会議費	28,000	①②の会議室代(10回程度) 10,000円+③の練習及びコンサート会場代(練習3回, 設営会議, 日, 当日) 18,000円
	雑費	2,000	①のイベント出展料 @1,000×2回
小計(E)	833,000		
補助対象外経費			
小計	0		
合計(D)	833,000		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C) = 支出の合計(D) となるように記入してください。

※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。  
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)

※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。  
(通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)



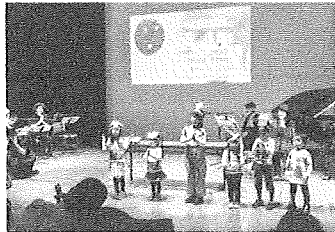
「えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業」

えほんライブ紹介パンフレット

ハーモニークラブのえほんライブとは？

絵本の世界と音楽の世界が一体となって作り出す

プロジェクターで映像を映し出しながら、朗読と歌と音楽で、絵本を通して体験型ライブです。絵本の世界に語りかけ、参加者自身が絵本の世界を聴く事を目的とした、大人も子どもも楽しめて、音楽をもたらしライブです。えほんライブはハーモニークラブの登録商標です。



えほんライブの効果

絵本を読み、物語の展開や明るい音楽によって、前向きになりやすくなります。

言葉にして伝えられない子どものモヤモヤした気持ちや、えほんライブを通して気持ちの発散でき、自分自身を肯定しやすくなります。



えほんライブの作品紹介

「イートンと森のどうぶつたち」

リンゴの木イートンと森のどうぶつたちの勇気と感動の心温まる物語。「自分らしさ」ってなんだろう？どんな時にこころがつながるんだろう？

イートン



「トゲトゲのシャボン」

トゲトゲのカラダのシャボンは今まで色んなどうぶつを傷つけてしまったことで、ココロもトゲトゲになっていました。シャボンが大好きなカエルはシャボンにふれるため、果敢にチャレンジします。すると...

トゲトゲのシャボン



「サカナナマズのマーズ」

みんなとコトバが通じないことでつながりを感じられないマーズの唯一の親友は岩のロッキーだけでした。ある日、りんごの木イートンとコトバが通じたことをきっかけに好きなこと(歌を作ろうとうこと)で楽しみを見つけたマーズ



「にしいるめがね」

お母さんとケンカをしでかしていた8歳の女の子はるちゃん、ペットのカエルさんと夫井に住むワモさんと一緒にありがたや嬉しい気持ちになる「しあわせのたね」を探します。そして、カエルさんから渡された「にしいるめがね」をかけると思ってもなかったことがおこりました。



出張公演致します。公演内容・時間・費用についてはご相談ください。



◆ご支援のお願い

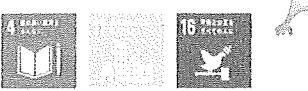
NPO 法人ハーモニークラブの活動を支援して下さる賛助会員、協力企業、協力保育園を募集しております。応援、ご支援よろしくお願ひします。賛助会員 1口 3,000円 団体会員・正会員 1口 10,000円



「えほんライブ」の心

ありのままの自分自身を愛することが他人を許し受け入れられありのままに生きられる社会につながる。NPO法人ハーモニークラブは子どもも大人もありのままに生きられる社会を目指しています。

えほんライブ やり朗読を通して、ありのままに生きられるための親子の場づくりを展開しています。また、新たな保育の担い手の応援や保育に役立つオリジナル作品の開発を行います。幼児期の保育や教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となるため、「ありのままに生きることのできる自己肯定感」を家庭や集団生活の中で身につけられるよう環境づくりをしています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 私たちハーモニークラブは SDGs に賛同します

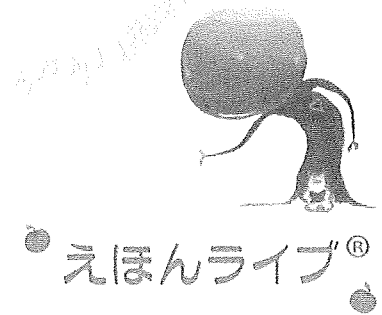
ハーモニークラブのえほんライブ



オリジナルソングを配信中！ 保育ソング YouTube 子ども自製においてよ！

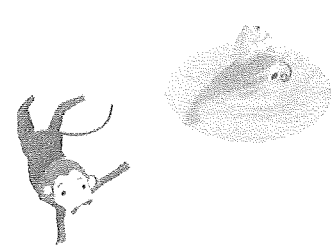
【お問い合わせ・お申込み】 info@harmony-club.jp http://harmony-club.jp

〒573-1126 大阪府枚方市上車町14-1 丸ツルビル5F 枚方市役所5階 E-mail info@harmony-club.jp 発行年月 2024年12月



えほんライブ®

NPO法人ハーモニークラブ





# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 2023 年度事業報告書

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ

## I 事業期間

2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

## II. 事業の成果

法人としての組織基盤を固め、今までの活動を継続することにより浸透をはかり、乳幼児の親子だけでなく、就学児やスペシャルニーズ、大人の分野に対象を広げた。また、保育・教育・福祉に携わる保育士、職員に向けての研修を行った。ボランティア体験プログラムやボランティア体験講座を通じて学生等を受け入れ、かつ支援者を増やす持続可能な取り組みも行った。

### (1) えほんライブ®事業

- ・有料出張公演を 6 件実施した。保育施設や教育施設、親子イベントなど。

### (2) えほんライブ®広報事業

- ・大和証券助成金を活用して、えほんライブ®コンテンツ制作及び動画配信コンサートイベントを自主開催した。
- ・おしごとマルシェなどの親子イベントに参加して無料公演を行い、認知を広めた。
- ・ブログ、公式 LINE、Instagram、Facebook などの SNS で定期的に発信を行った。
- ・大阪工業大学のソーシャルイノベーションチャレンジや四條畷学園短期大学の保育学講座などを通じて大学との関係構築を図った。

### (3) 親子の場づくり事業

- ・枚方市子ども未来部のふれあいルーム事業助成金によって、月 2 回(年間 24 回) 牧野図書館にてふれあいルームを運営した。
- ・枚方市 NPO 活動応援基金の補助金を活用して、えほんライブ®を通して自己肯定感を育むプログラムを親子広場で 5 回、子育て支援の野外イベントで 2 回実施した。また保育サロンを月 1 回程度(年間 13 回)、ボランティア体験講座 1 回を開催した。

### (4) えほんライブ®養成事業

- ・パフォーマー養成講座 2 回開催、パフォーマーのステップアップ練習会(月 2 回程度) 及び勉強会を通してレベルアップを目指した。
- ・保育士向けに保育研修を実施した。
- ・ボランティア体験を受入れ、活動の理解と支援者増加につなげた。

## III. 事業の実施状況

### 1. 特定非営利活動に係る事業

#### (1) (事業名) えほんライブ®事業

(内 容) 関西の教育、保育施設、学校、自治会、親子イベントなどからの依頼を受けて、えほんライブ®ワークショップを実施

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 82,000 円

(費用) 74,180円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
交野市 ぼらりすひろば	4月19日	地域親子	82,000	74,180
樟葉駅前広場活用実証実験	5月19日	地域親子、近隣の保育園		
	5月22日			
あべの幼稚園	7月5日	園児、保育士		
地域支援センターゆい	12月17日	施設利用者、一般市民		
禁野小学校児童会	1月11日	小学生		
ラポール枚方 おもちゃライブラリー	3月28日	地域親子		
合 計			82,000	74,180

(2) (事業名) えほんライブ®広報事業

(内 容) 教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、えほんライブ®ワークショップを行う。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 0円 (前期繰越分助成金 300,000円)

(費 用) 332,968円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(大和証券助成金対象事業)				
えほんライブ®動画配信コンサートイベント	撮影 8月27日 配信開始 12月1日	地域一般(オンライン配信)	0	99,690
えほんライブ®コンテンツ制作費及び上演のための備品			0	222,179
みんなのつながりアート展	9月10日	保育園児、地域親子	0	11,099
おしごとマルシェ	12月16日 2月10日	地域小学生親子		
ふわふわ親子ひろば in ENJOY HIRAKATA PUBLIC	3月4日	地域親子		
合 計			0	332,968

(3) (事業名) 親子の場づくり事業

(内 容) 枚方市内の子育て世代の親子に向けて、えほんライブ®や交流を通して自己解放や自己肯定感を育む目的で居場所づくりを行う。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 420,000円 (助成金 420,000円)

(費 用) 449,300円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(枚方市ふれあいルーム助成金対象事業)				
牧野図書館	24回	地域親子	120,000	131,580

		(第2、第4木曜)		
(枚方市NPO活動応援基金補助金対象事業)			300,000	317,720
おやこひろば「とんとんとん」	6月5日 7月3日 10月2日 11月6日 3月4日	地域親子、みんなの ビーゴ保育園の園 児と保育士		
野外イベント 「さくらマルシェ」 「子ども食堂だよ全員集 合」	4月1日 12月3日	地域市民、親子		
ボランティア体験講座	7月22日	市内在住、在職、在 学の一般市民		
保育オンラインサロン	13回  (5/15, 6/27, 7/25, 8/29, 9/21, 9/29, 10 /12, 10/24, 11/21, 12/18, 1/23, 2/5, 2/ 27)	保育士等教育関係 者、子育て中の親、 一般市民、等		
合 計			420,000	449,300

(4) (事業名) えほんライブ®養成事業

(内 容) えほんライブ®のパフォーマーを養成する。ボランティア・保育関係者の人材育成をする。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 62,000 円 (助成金 62,000 円)

(費 用) 64,140 円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
パフォーマー養成講座	5月11日 8月3日	希望者	62,000	64,140
パフォーマー・ステップ アップ練習会及び勉強会 オンライン朗読指導	第2、4木曜  6月6日	希望者		
あべの幼稚園職員研修	7月5日	保育士等職員		
ちょいボラ体験 2023 プ ログラム	11月23日	枚方市ボランティア センターのプログラ ム申込者		
学生ボランティア体験プ ログラム	7月27日 8月10日 8月24日 3月14日 3月28日	枚方市民活動支援セ ンターのプログラム に申込者		
合 計			62,000	64,140

#### IV. 社員総会の開催状況

##### 第5回通常総会

- (日 時) 2023年4月28日 20時30分～21時20分  
(場 所) zoom オンライン会議  
(社員総数) 15名  
(出席者数) 11名 (うち委任状出席者4名)  
(内 容) 第1号議案 住所変更の件  
第2号議案 2022年度の事業報告書案承認の件  
第3号議案 2022年度の活動計算書案承認の件  
第4号議案 2023年度の事業計画書案承認の件  
第5号議案 2023年度の活動予算書案承認の件  
第6号議案 議事録署名人の選任の件  
全ての案件について審議の結果、全員一致で可決承認

#### V. 理事会その他の役員会の開催状況

- 理事会：(14回)2023年4月13日、4月19日、6月29日、7月18日、9月11日、9月22日、9月27日、10月3日、10月27日、11月14日、11月23日、2024年1月9日、2月1日、2月6日  
定例会(正会員)：(10回)2023年5月29日、6月27日、7月25日、8月29日、9月29日、10月24日、11月21日、12月18日、2024年1月23日、2月27日

以上

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位：円)

定款に定める事業 個別事業名称	(1)えほん ライブ事業	(2)えほん ライブ広報 事業	(3)親子の 居場所作 り事業	(4)えほんラ イブ養成事 業	事業部門計	管理費	合計
I 経常収益							
1.受取会費 正会員@10,000× 人 賛助会員@3,000、団体@10,000						150,000 43,000	193,000
2.受取寄付金					0	80,925	80,925
3.受取助成金	0	0	420,000	62,000	482,000	0	482,000
4.事業収益	82,000	0	0	0	82,000		82,000
5.その他収益 受取利息 雑収入						5 0	5 0
経常収益計 ①	82,000	0	420,000	62,000	564,000	273,930	837,930
II 経常費用							
(1)人件費							
給与	44,000	0	345,000	0	389,000	0	389,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0
アルバイト人件費	0	0	0	0	0	0	0
人件費計②	44,000	0	345,000	0	389,000	0	389,000
(2)その他経費							
講師謝礼金					0	0	0
諸謝金		51,800	20,000		71,800	110,000	181,800
会場借上費		11,600			11,600	0	11,600
旅費交通費	10,180	40,100	51,200	0	101,480	0	101,480
雑費	20,000		1,000		21,000	2,662	23,662
印刷製本費	0	43,310	16,120	42,640	102,070	11,420	113,490
保険料					0	0	0
通信運搬費	0				0	29,199	29,199
通信費					0	13,314	13,314
賃借料		5,610			5,610	0	5,610
会議費	0	16,379	1,700	21,500	39,579	0	39,579
研修費		96,050			96,050	0	96,050
会費・参加費					0	4,000	4,000
消耗品費	0	68,119	14,280	0	82,399	25,052	107,451
水道光熱費						0	0
地代家賃						39,380	39,380
租税公課						0	0
その他経費計③	30,180	332,968	104,300	64,140	531,588	235,027	766,615
経常費用計②+③=④	74,180	332,968	449,300	64,140	920,588	235,027	1,155,615
当期経常増減額①-④	7,820	-332,968	-29,300	-2,140	-356,588	38,903	-317,685



# 2023年度 活動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニッククラブ  
(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費	43,000	193,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	80,925	80,925
3. 受取助成金等		
受取補助金・助成金	482,000	482,000
4. 事業収益		
(1) えほんライブ事業	82,000	
(2) えほんライブ広報事業	0	
(3) 親子の場づくり事業	0	
(4) えほんライブ養成事業	0	82,000
5. その他収益		
受取利息	5	
雑収入	0	5
経常収益計		837,930
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	389,000	
人件費計	389,000	
(2) その他経費		
諸謝金	71,800	
印刷製本費	102,070	
会場借上費	11,600	
会議費	39,579	
会費・参加費	0	
旅費交通費	101,480	
賃借料	5,610	
研修費	96,050	
消耗品費	82,399	
雑費	21,000	
その他経費計	531,588	
事業費計		920,588
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	110,000	
印刷製本費	11,420	
会費・参加費	4,000	
通信運搬費	29,199	
通信費	13,314	
地代家賃	39,380	
保険料	0	
消耗品費	25,052	
雑費	2,662	
その他経費計	235,027	
管理費計		235,027
経常費用計		1,155,615
当期経常増減額		▲ 317,685
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		▲ 317,685
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		▲ 317,685
前期繰越正味財産額		399,448
次期繰越正味財産額		81,763



# 2023年度 貸借対照表

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ  
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	203,763	
未収金	0	
流動資産合計	0	203,763
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	0	
什器備品	0	
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
〇〇特定資産	0	
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計 (A)		203,763
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	0	
前受民間助成金	0	
会費前受金	122,000	
流動負債合計		122,000
2. 固定負債		
長期借入金	0	
退職給付引当金	0	
固定負債合計		0
負債合計 (B)		122,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		399,448
当期正味財産加額 (減少額)		-317,685
正味財産合計 (C)		81,763
負債及び正味財産合計 (B) + (C)		203,763



# 2023年度 財産目録

2024年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ  
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	31,412		
三菱UFJ銀行普通預金	172,351		
未収金			
流動資産合計		203,763	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台			
応接セット			
歴史的資料			
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
敷金			
〇〇特定資産			
××銀行定期預金			
投資その他の資産計			
固定資産合計		0	
資産合計			203,763
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
事務用品購入代			
預り金			
前受民間助成金			
会費前受金	122,000		
流動負債合計		122,000	
2 固定負債			
長期借入金			
××銀行借入金			
固定負債合計		0	
負債合計			122,000
正味財産			81,763



# 特定非営利活動法人ハーモニークラブ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハーモニークラブという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、全ての子ども達とその養育者、教育者に対して、「えほんライブ」というオリジナルの芸術公演や、ワークショップ、セミナー等の開催に関する事業を行い、自己や他者を受け入れ認める意識を育む情操教育の推進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) えほんライブ事業
- (2) えほんライブ広報事業
- (3) 親子の場づくり事業
- (4) えほんライブ養成事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### (種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第

46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 短期借入金
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 42 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上 千晴
副理事長	北川 早苗
理事	出口 理絵
同	山本 祐子
	濱田 なおみ
監事	阪口 いづみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金0円 会費年額10,000円

(2) 賛助会員入会金0円 会費年額3,000円